組　織　運　営　規　程

第１章　　総　　則

（総　　則）

第１条　一般社団法人宮城県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款及び細則によるほか、この規程のさだめるところによる。

第２章　　役　　員

（理事の定数）

第２条　会長及び副会長を含む理事の定数は次のとおりとする。

理　事　　14～18 名（会長・副会長２名を含む）

（役員の選任）

第３条　この会の役員の選任については、別に定める役員選任規程による。

（事 務 局 長）

第４条　事務局長は、会長・副会長を補佐し、会の運営及び総務を統括する。

第３章　　理事会及び委員会、顧問

（理　事　会）

第５条　この会に、執行機関として、理事会を置く。

２　理事会は、担当する理事をもって当てる。

（委　員　会）

第６条　この会の組織運営のため、別表１の委員会を置く。

２　委員会は前項のほか、会長が必要と認めた場合、理事会の議決により設けることができる。

３　委員の委嘱は理事会の承認を得て会長が行う。

（顧　　問）

第７条　この会の円滑な組織運営と強化のため、顧問を置くことができる。

第４章　　部局及び運営

（部　　局）

第８条　この会に次の部局を置く。

総務（会員管理・庶務・組織）
会計（法人会計・事業会計・財務管理）
公益事業（公益事業）
学術（学会・研修会・講習会）
広報（広報・広報活動）
渉外（施設間連携・医療法）

精度管理（精度管理調査）

（総　　務）

第９条　総務においては、次の事務を行う。

一　定款・細則及び規程に関すること

二　会務の報告に関すること

三　文書の収受発送に関すること

四　会議及び議事録に関すること

五　会員の名簿に関すること

六　組織強化に関すること

七　その他組織調査に関すること

八　前各号にあげるもののほか、他に属さないもの

（会　　計）

第 10 条　会計においては、次の事務を行う。

一　会計簿の作成及び保持に関すること

二　現金の保管出納に関すること

三　財産の確立に関すること

四　年度収支予算の編集に関すること

五　収支予算書の作成に関すること

六　物品に関すること

七　その他会計に関すること

（公 益 事 業）

第 11 条　公益事業においては、次の事務を行う。

一　公益事業に関すること

二　その他公益事業に関すること

（学　　術）

第 12 条　学術においては、次の事務を行う。

一　学会開催及び運営に関すること

二　その他学会に関すること

三　講習会及び研修会に関すること

四　その他学術に関すること

（広　　報）

第 13 条　広報においては、次の事務を行う。

一　広報活動に関すること

二　ホームページを通した広報活動に関すること

三　その他広報に関すること

（渉　　外）

第 14 条　渉外においては、次の事務を行う。

一　施設間連携に関すること

二　医療法等に関すること

三　その他渉外・法規に関すること

（精 度 管 理）

第 15 条　精度管理においては、次の事務を行う。

一　精度管理調査に関すること

二　その他精度管理に関すること

（補　　則）

第 16 条　この規程は、理事会の議を経なければ変更することは出来ない。

（付　　則）

第 17 条　この規程は、昭和 63 年 10 月 27 日制定

平成元年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 6 月 16 日字句一部修正。

平成 17 年 7 月 9 日字句一部修正

平成 18 年 9 月 29 日改定

平成 26 年 2 月 12 日改定

平成 30 年 10 月 19 日改定

令和 6 年 7 月 24 日改定

別表 1　委　員　会

役員推薦委員会	主管　総　　務
表 彰 委 員 会	主管　総　　務

別表 2　理事選出区分

県北　2 名以上

県南　1 名以上

他は　仙台地区とする。